

桶川市青少年健全育成指針

未来を担う 心豊かでたくましい青少年の育成

桶川市青少年問題協議会

はじめに

青少年は、桶川市の未来の担い手であり主役です。青少年が、心身ともに健やかに成長していくことは、すべての市民の願いです。

桶川市では、平成11年度に「桶川市青少年健全育成指針」を策定しましたが、青少年を取り巻く社会状況が大きく変化していることから、平成15年度には全面的な見直しを行い、「桶川市青少年健全育成指針－未来を担う心豊かでたくましい青少年の育成－」を策定して、青少年の健全育成を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

この度、青少年を取り巻く状況に的確に対応するために、「桶川市青少年健全育成指針」の一部見直しを行いました。

この指針では、大人がみんなで子どもを育てることに関わっていただくための、具体的な行動や活動について提案しております。

より多くの市民の皆様が、家庭、地域、学校で青少年の健全育成のための具体的な取組を進め、その輪が広がっていくことを期待するものです。

市民の皆様には、この指針の趣旨をご理解いただき、未来の桶川を担う青少年の健全育成に向けた身近な活動に、積極的に参加ご協力くださいますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この指針の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました桶川市青少年問題協議会の委員の皆様には厚くお礼を申し上げます。

平成23年3月

桶川市青少年問題協議会会長 岩崎正男

目 次

1	指針策定の趣旨	1
2	青少年を取り巻く社会の状況	1
	(1) 高度情報化	
	(2) モノの溢れる社会	
	(3) 少子化	
	(4) つながりが希薄化する地域社会	
3	青少年の現状	2
	(1) 最近の少年非行の現状	
	(2) 学校におけるいじめと暴力行為の現状	
	(3) 不登校児童生徒の状況	
	(4) 少年の犯罪被害、児童虐待の状況	
4	家庭・地域・学校・青少年自身の課題	4
	(1) 家庭の課題	
	(2) 地域の課題	
	(3) 学校の課題	
	(4) 青少年自身の課題	
5	推進方策	7
	(1) 総合目標及び基本目標	
	(2) 重点目標及び行動提言	
	(3) 実践指針	
6	桶川市青少年健全育成推進体制	10
	(1) 桶川市青少年問題協議会	
	(2) 桶川市青少年健全育成市民会議	

※ 青少年健全育成推進体制関係図

※ 桶川市青少年健全育成指針体系図

1 指針策定の趣旨

今日の社会は、産業構造や就業構造の変化、消費社会化、高度情報化、少子高齢化など大きな変動の中にあります。めまぐるしく変化する社会環境は青少年の意識や行動、人間関係に大きな影響を及ぼしています。

子どもの成長にとって欠かせない遊びや自然体験、生活体験、社会体験などの機会をつくるのが、ますます重要となっています。

未来を担う青少年が、より望ましい環境の中で心身ともに健やかで心豊かな社会人に成長し、未来を担う人材に育っていくことは、桶川市民すべての願いです。

桶川市の青少年が、広い国際的視野を持ち、社会性と自立性を備えた大人に成長するよう「家庭」、「地域社会」、「学校」等が連携し、相互協力を一層深めながら取り組んでいくことが必要です。

そこで、家庭・地域・学校や青少年自身が、何を行うべきかを具体的に提言し、桶川市の青少年の健全育成を図るため、計画的な推進の総合目標として、桶川市青少年健全育成指針「未来を担う 心豊かでたくましい青少年の育成」を策定しました。

なお、「青少年」のとらえ方は、時代や文化、また各種法令等によって異なりますが、この指針では、小学校就学の始期から18歳に達するまでの者を対象としています。

2 青少年を取り巻く社会の状況

(1) 高度情報化

情報化の進展に伴い、青少年の多くがパソコンや携帯電話などを所有し、利用しています。しかし、これらは青少年がインターネットなどを通じて多くの情報を得ることができる一方で、性的感情をいたずらに刺激するような情報や、粗暴性を助長し暴力性をあおるような情報など、有害な情報も容易に入手でき、また、匿名で他人を誹謗中傷するなど、様々な問題も引き起こしています。

(2) モノの溢れる社会

今日の青少年は、生まれた時から豊かな物に囲まれて生活しています。充実感をモノやお金によって得ようとする傾向が強まり、遊ぶ金や物を欲するあまり犯罪を起こしたり、性を売り物にする行為をしたりする青

少年も出ています。物質的に豊かになった中で、人やモノを大切に
する心が薄れてきており、将来を見通した生活を送るよりも、今がよければ
いいといった風潮が、社会全体に広がっています。

(3) 少子化

少子化の進行は、子ども同士のふれあいの機会を減少させ、隣近所や
異世代間の交流の減少とあいまって、子どもの自主性や社会性をはぐく
むことを難しくしています。最近では、就学前に身につけているはずの
基本的な生活習慣や社会性を身につけることができずにいる児童もいま
す。

(4) つながりが希薄化する地域社会

昭和30年代から昭和50年代にかけて進んだ産業構造の変化が、急
速な人口の移動をもたらし、地域社会を変貌させてきました。

青少年が屋外で遊ぶ姿が少なくなり、地域社会の行事などへの参加や、
近所付き合いが少なくなり、人間関係の希薄化が進んでいます。

しかし、桶川市においては、地域の祭りやスポーツ少年団、子ども会
などに多くの青少年が参加しています。今後も地域での活動や市内に伝
承されている民俗芸能の継承活動などへの一層の参加が望まれます。

3 青少年の現状

今日の青少年の生活は、物質的な豊かさや便利さの中で、家族の生活パ
ターンの変化とともに、規則正しい生活が難しくなり、寝覚めの悪さ、朝
食抜きなどの見過ごせない問題があります。また、テレビやインターネッ
トなどの情報媒体や携帯ゲーム機などとの接触にかなりの時間を費やし、
自然体験や生活体験、社会体験の不足もあって、我慢をすることや規範意
識、人間関係をつくる力などが弱くなってきていることが指摘されていま
す。

また、今日の経済状況の中で、将来の生活についての目標や明るい見通
しをもつことが困難になっていることも指摘されています。

(1) 最近の少年非行の現状

埼玉県における少年非行の状況は、全国の推移と同じく昭和59年頃

をピークに減少傾向を示していましたが、平成6年頃から多発傾向に転じ、平成21年の刑法犯少年の検挙人数は、6,149人で、都道府県別では、東京、大阪、神奈川に次いで全国4番目となっています。その内容は、路上強盗やひったくりなど“手っ取り早く”金銭を得ようとする犯罪が特に急増しています。また、平成21年に凶悪犯で検挙された刑法犯少年は、前年の34.1%減少の81人ですが、全国で4番目に多い人員となりました。さらに、万引きの認知は平成12年以降最も多い8,887件で、検挙人数も前年の17.2%増となりました。そして、最近の少年犯罪は、低年齢化、集団化、再非行化の特徴を示しています。
(埼玉県警 少年非行白書 平成22年版から)

(2) 学校におけるいじめと暴力行為の状況

埼玉県公立学校における生徒指導上の問題発生状況を見ると、平成21年度のいじめの認知件数は、小中高全体で2,034件であり、前年度に比べ158件減少しましたが、暴力行為は、増加傾向であり発生件数は小中高全体で2,673件と、前年度に比べ114件増加しました。学校別では、高等学校で42件減少したものの、中学校で109件、小学校で47件増加しています。形態別では、「生徒間暴力」が58.4%で1番多く、次に「器物破損」が29.1%、となっています。(埼玉県教育局 平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告から)

(3) 不登校児童生徒の状況

埼玉県では、不登校児童生徒数が3年連続の減少となりました。平成21年度は、小学校が1,036人で不登校出現率0.26%、中学校が5,509人で不登校出現率2.92%と、不登校出現率が中学校で10年ぶりに全国平均を下回り、小学校で3年連続全国平均を下回りました。しかし、依然として高水準にあります。(埼玉県教育局 平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告から)

桶川市では、平成14年度から不登校対策プロジェクトチームによる取組を行っています。それ以降わずかな減少が見られたものの、毎年60人前後とほぼ横ばいの状態です。なお、桶川市の平成21年度の不登校児童生徒数と出現率は、小学校が12人で0.28%、中学校が70人で3.40%となっています。(桶川市教育委員会の調査報告から)

(4) 少年の犯罪被害、児童虐待の状況

少年の福祉を害する犯罪は、急激な社会の変化に伴い新たな形態が出現し、その都度、法令による規制が設けられてきました。この種の犯罪は、年々その手口なども悪質かつ巧妙化し、後を絶たないのが現状です。最近では、携帯電話やパソコンからインターネットに接続し、出会い系サイトをはじめ、少年に有害な影響を与えるサイトを介して、少年が性犯罪などの福祉犯罪の被害者になるケースや、インターネット上に児童ポルノが蔓延するなどのきわめて憂慮すべき状況にあります。

児童虐待は、近年、大きな社会問題となっており、埼玉県での平成21年の児童虐待事件の検挙は21件で、このうち71%が傷害などの身体的虐待でした。(埼玉県警 少年非行白書 平成22年版から)

4 家庭・地域・学校・青少年自身の課題

青少年の健全育成活動は、青少年自身の、自ら伸びようとする芽を育て、これを支援することを最重点課題として取り組み、青少年をめぐる問題の解決に向けて、家庭・地域・学校・市民が連携して国民的、市民的な運動を推進していくものです。

そこで、青少年を取り巻く家庭・地域・学校、及び青少年自身の課題を明らかにしていきます。

(1) 家庭の課題

家庭教育は、すべての教育の出発点であると言われていています。家庭は、常に子どもの心の拠り所となるものです。家庭生活を通じて基本的な生活習慣や社会性、規範を学び、一人の人間として自立していくための力を身につける極めて重要な場でもあります。

家族は互いに協力し、健全な家庭づくりをすると同時に、親子のふれあいを大切にし、自他を大切にすることを育てるように努めなければなりません。また、子どもが家族の一員としての役割をもち、責任感と自覚を身につけることができるようにすることが大切です。

遊びよりも勉強を重視する傾向や、日常生活におけるしつけを学校にゆだねようとする傾向のあることも指摘されています。さらに、しつけ、教育に対する無関心、親の無責任な放任や過保護・過干渉、虐待など、家庭の教育力の低下が指摘されています。

これらのことから、家庭の課題は、

- 家族そろって心からのふれあいをもつこと
- 子どもに家族の一員としての役割をもたせること
- 子どもの自尊感情をはぐくむこと
- 家庭の教育力を向上させること

などがあげられます。

(2) 地域の課題

都市化の進行や地域社会の連帯感の希薄化などから、地域社会の教育力が低下していると言われていています。積極的な近所づきあいや、地域での活動が減少し、よその家の子どもをわからなくなったなど、青少年の行動を地域全体で見守る横のつながりが弱くなってきています。子どもは地域ではぐくむという認識を地域住民一人ひとりがもち、青少年健全育成に関わっていくことが必要です。

一方、青少年問題の背景には、大人社会の問題が大きく影響しています。多発する凶悪な犯罪、買春行為、薬物乱用の増加や、大人のモラルの低下などが青少年の非行・問題行動を誘発しています。

これらのことから、地域の課題として、

- 青少年が地域の活動に積極的に参画できる場をつくること
- 地域で青少年を見守ること
- 大人がモラルを向上させること
- 有害環境の浄化を進めること

などがあげられます。

(3) 学校の課題

学校には、子どもたちに基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図り、個性を伸ばすとともに、社会の構成員としての規範意識や社会性を身につけ、豊かな人間性をはぐくむことが求められています。

また、教師や友達との人間的なふれあいや集団生活をとおして、学ぶ喜びや成長する喜びを体感し、自己の資質や能力を伸ばしていくとともに、自他との違いを認め合いながら協調・協力性や思いやりの心などを養い、動植物を育てるやさしい心の育成とともに勤労の尊さや社会奉仕

の精神を涵養することが期待されています。

そのためには、地域に「開かれた学校」づくりを推進し、学校に対する信頼を高め、学校と家庭、地域が連携・協力していく必要があります。

これらのことから、学校の課題として、

- 子どもたちが、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくんでいくこと
- 子どもたち一人ひとりのよさや可能性を見出し伸ばしていくこと
- 家庭や地域とともに子どもたちを育成する「開かれた学校」づくりをめざすこと

などがあげられます。

(4) 青少年自身の課題

すべての青少年が、自己の特徴や可能性を知り、自己の生命も他人の生命も大切にし、家族の一員として、また社会の一員としての自覚に基づき、責任ある言動をとることが求められています。

さらに、地域の活動に積極的に参加することや、相手の立場や気持ちを理解し、温かく人と接すること、困難にくじけず、ねばり強くやり遂げる態度を身につけることなどが求められています。

以上のことから、青少年自身の課題として次のことがあげられます。

- 自立心をもつこと
- 自尊感情をもつこと
- 規範意識を身につけること
- 家族や仲間を愛すること
- 郷土を愛すること
- 自然をいつくしむこと
- 国際感覚を身につけること

5 推進方策

桶川市の青少年の健全育成を推進していくための総合目標として、「未来を担う 心豊かでたくましい青少年の育成」と決めました。

この総合目標の実現に向けて、市民が基本的にめざすべき目標を「基本目標」として掲げました。次に、この基本目標のもとに健全育成における様々な課題に対処すべき視点を明らかにするために「重点目標」と「行動提言」を設定し、さらに、市をあげて取り組む「実践指針」を次のとおり決めました。

(1) 総合目標及び基本目標

① 総合目標

未来を担う 心豊かでたくましい青少年の育成

② 基本目標

ア 生きる力をはぐくむ教育の推進

イ 心を豊かにするふれあい活動の推進

ウ 市民総ぐるみによる青少年健全育成活動の推進

(2) 重点目標及び行動提言

ア 生きる力をはぐくむ教育の推進（基本目標）

ア) 明るい家庭づくりの推進

- 家族みんなが楽しく過ごせる家庭をつくろう。
- 家族みんなでお仕事をしよう。
- 「自立できる子ども」を育てよう。
- 自分も他人も大切にすることを育てよう。
- 家庭教育の学習の機会を充実させよう。
- 子育て中の親を支援できる体制をつくろう。
- 地域活動やボランティア活動に子どもと共に参加しよう。

(イ) 地域における教育の充実

- 子どもたちの居場所をつくろう。
- 地域の大人が率先してあいさつ運動をしよう。
- 地域のコミュニティづくりに参加しよう。
- 伝統芸能の継承活動を支援しよう。
- 地域の行事に青少年の参加を呼びかけよう。
- 大人自身が社会のルールを守ろう。

(ロ) 創造性と豊かな心をはぐくむ学校教育の充実

- 確かな学力の定着を図ろう。
- 豊かな心を育てよう。
- 子どもの個性や主体性を尊重しよう。
- 地域に「開かれた学校」づくりを推進しよう。

イ 心を豊かにするふれあい活動の推進（基本目標）

(ア) 文化・スポーツ活動の推進

- 文化活動やスポーツ活動を通して、豊かでたくましい心身を育てよう。
- 施設や活動の場を充実させよう。
- 指導者の養成、活動団体の支援をしよう。
- 青少年団体の育成と活動を促進しよう。

(イ) 社会参加活動の充実

- 地域の行事や子ども会活動に参加しよう。
- 青少年の意見発表の場をつくろう。
- 青少年のボランティア活動を支援しよう。
- 異年齢、異世代間交流を進めよう。

(ロ) 自然体験活動の充実

- 様々な自然体験活動に参加しよう。
- 家族みんなで自然とふれあおう。
- 各種育成団体によるキャンプ活動や自然体験活動を支援しよう。

ウ 市民総ぐるみによる青少年健全育成活動の推進(基本目標)

(7) 青少年健全育成活動と市民運動の推進

- 「みんなで子どもを育てる市民運動」を推進しよう。
- 近所の子どもに声をかけたり、あいさつしたりしよう。
- 青少年健全育成市民会議を一層充実させよう。
- 家庭・地域・学校・関係機関等の連携を推進しよう。
- 家庭・地域への啓発活動を推進しよう。

(8) 非行防止活動の推進

- 地域ぐるみで、非行防止活動を推進しよう。
- 薬物乱用防止に関する広報啓発活動を推進しよう。

(9) 有害環境の浄化促進

- 有害環境の浄化を地域ぐるみで推進しよう。

(3) 実践指針

家事への参加

家族みんなで家事をしよう！

家庭の日（第3日曜日）

家族みんなで過ごす時間を大切にしよう！

あいさつ運動

地域で声をかけあい、あいさつ運動をしよう！

市民総ぐるみによる活動

地域のボランティア活動に参加しよう！

6 桶川市青少年健全育成推進体制

青少年健全育成の推進に当たっては、国、埼玉県、桶川市の行政機関を含めて、関係する組織がそれぞれの役割と責任を十分に果たし、連携を図ることが大切です。

(1) 桶川市青少年問題協議会

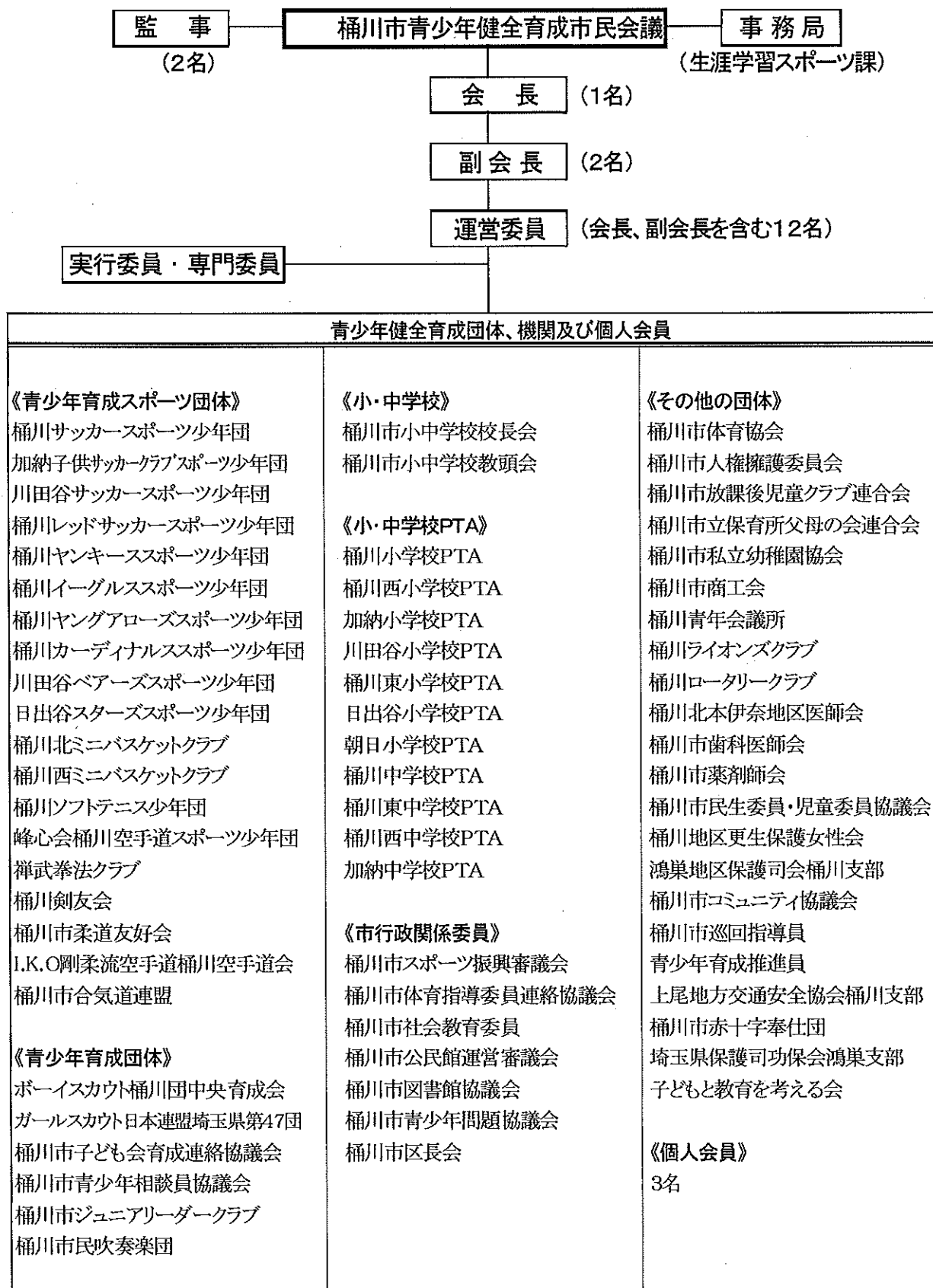
「桶川市青少年問題協議会」は、市の条例に基づいて12人の委員により、青少年の健全育成について調査・審議をし、必要に応じて意見具申をしています。

(2) 桶川市青少年健全育成市民会議

「桶川市青少年健全育成市民会議」は、青少年の心身の健やかな成長を図るため、市民及び青少年関係諸機関・団体と協力し、健全な家庭・明るい社会環境の醸成に努め、広く青少年の健全育成を推進することを目的としています。青少年健全育成に関係する67の団体と3個人会員で構成され、青少年の活動を支援するとともに、広報活動を行っています。

また、青少年育成埼玉県民会議から委嘱されている「青少年育成推進員」及び桶川市青少年健全育成市民会議が委嘱している「桶川市巡回指導員」により、地域で「指導育成活動（一声パトロール）」を実施しています。

桶川市青少年健全育成市民会議 組織図



《青少年健全育成推進体制 関係図》

